

介護予防中郷記念館ショートステイ 個室型重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0438-97-2631（午前8時30分～午後17時30分まで）

担当 生活相談員 渡邊 沙友里 外山 信恵

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 介護予防中郷記念館ショートステイ 個室型の概要

（1）提供できるサービスの種類

施設名称 中郷記念館ショートステイ 個室型

所在地 木更津市井尻951

介護保険指定番号 介護老人福祉施設（千葉県1271100289号）

管理者 山田 博樹

（2）職員体制

管理者 1名（常勤1名・本体施設と兼務）

医師 1名以上（嘱託・本体施設と兼務）

生活相談員 1名以上（常勤1名以上）

介護職員 7名以上（常勤換算7名以上）

看護職員 1名以上（常勤職員1名以上）

管理栄養士 1名以上（常勤1名・本体施設と兼務）

機能訓練指導員 1名以上（常勤1名・本体施設と兼務）

事務職員 1名以上（常勤換算1名以上・本体施設と兼務）

（3）同施設の設備の概要

定員：特養 104 名・短期入所 20 名

小規模生活単位型は 個室

利用者 1 人当たりの最小面積：10.78 m²

食堂と機能訓練室の合計面積：208.26 m²

静養室：1 室（本体施設と兼備）

医務室：1 室（本体施設と兼備）

浴室：特別浴室（座位式及び臥床式）、一般浴室

談話室

3. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

利用者 1 人 1 人のニーズに応じた個別の介護計画を作成します。

② 食事提供

衛生的かつ安全で季節感のある献立を提供します。また、身体機能や病状に対応した食事形態を提供します。

③ 入浴提供

個々の機能に応じた入浴方法を提供します。また、入浴できない利用者には、清拭を行い清潔維持に努めます。

④ 排泄介護

排尿・排泄のサイクルを把握し、可能な限り自己排泄を推進します。

⑤ 機能訓練

日常生活上のリハビリとして、できるところはなるべくご自分でしていただきます。

⑥ 生活相談援助

プライバシーへの配慮と利用者の自主性を重んじつつ生活相談にあたります。

⑦ 健康管理

看護職員、介護職員等の職員により健康観察をもって体調変化の早期発見に努めます。

⑧ 所持品保管

紛失を防ぎ、適正に管理を行います。

⑨ レクリエーション

楽しい施設生活をお送りいただくために、様々な行事やレクリエーション活動を行います。

4. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料(1単位=10.33円)

介護度	自己負担(単位/日)
要支援1	529単位
要支援2	656単位

利用者負担は、介護保険負担割合証に応じて2割負担の場合もあります。

※介護保険負担限度認定証の提出をお願い致します。

②機能訓練体制加算 12単位

③サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位

④送迎費 片道184単位(通常の実施区域は木更津市及び袖ヶ浦市です)

⑤介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の14%加算(総単位数額掛けます)

⑥地域区分6級地 10.33円

⑦食費 1日あたり1,650円(入退所日も1日単位で頂きます。)

⑧滞在費 1日あたり2,066円(居住費用)

その他の加算(必要に応じて加算)

⑨認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日あたり 200単位

⑩若年性認知症利用者受入れ加算 1日あたり 120単位

⑪予防短期生活長期利用者提供減算(要支援1) 1日あたりー40単位

// (要支援2) 1日あたりー50単位

⑫生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1月あたり10単位

⑬日用品費 ※個人選択により利用される個人用の日用品 実費

・BOXティッシュ	1箱	70円(税込)
・歯磨き粉	1本	160円(税込)
・歯ブラシ	1本	150円(税込)

・ポリデント(108錠) 1本 1,300円(税込)

⑭その他 特別な食事（出前等）、行事参加費等は別途料金がかかります。

⑮緊急時自費送迎(保険対象外：木更津市及び袖ヶ浦市に限る) 片道2,100円

・退院後の入所及び施設間の送迎(但し、介護者が退院手続きを行い、時間の調整が出来る場合のみ)

・緊急時の病院受診送迎(介護者が病院で待機している場合のみ)

（２）キャンセル料

キャンセル料金は一切かかりません。

（３）支払方法

毎月月締めにて、翌月初旬に請求書をお送りいたします。20日に郵便口座より引き落としとなりますので前日までに口座にご入金下さい。 引き落とし確認
後、領収証を発行します。

（４）利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、介護予防支援専門員とご相談ください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。(初回のみ) 尚、利用の予約は2ヶ月前の1日からできます。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護を利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合、利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. サービス利用のために

施設利用に当たりご留意いただく事項

(面会) ご家族の面会は自由です。時間は原則として8時30分から17時30分迄ですが、時間外になる場合は、予めご連絡くだされば対応いたします。また、風邪などが流行している時期については、面会を制限させていただくこともありますのでご了承ください。

(外出) 外出については事前に担当までご相談ください。

(飲酒、喫煙) 施設での飲酒・喫煙はご相談ください。但し、安全面を考慮してお酒やたばこ・ライター等は、職員が管理いたします。

(器具の使用) 施設内の設備及び器具については、自由にご利用になれますが、安全面を考慮して職員が立ち会うこともあります。

(金銭等管理) 金銭については、紛失等の事故を防止するために、お持ちいただかないようお願い致します。

(宗教活動) 施設内で宗教活動や政治活動をされることは、ご遠慮いただきます。

(その他) その他、ご不満、ご不明に感じられた点については職員にご相談ください。

7. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、【契約書別紙】に定めるかかりつけの医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 非常災害対策

・防災時の対応 利用者の安全を第1に職員が避難誘導いたします。

・防災設備及び訓練 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓等機器の定期的な維持管理と使用方法の訓練並びに定期的な避難誘導訓練を行います。 ・防火

責任者 山田 博樹

9. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設は、その提供したサービスに関するご利用者等からの苦情等を受付ける窓口及びその解決責任者を次のとおり設置し、苦情等に適切に対応するものとします。

苦情受付担当者 リーダー : 長谷川直紀 0 4 3 8 - 9 7 - 2 6 3 1

苦情解決責任者 管 理 者 : 山田 博樹 0 4 3 8 - 9 7 - 2 7 2 1

また、第三者委員も直接苦情を受ける事ができます。

第三者委員 監事 : 森 章 0 9 0 - 8 7 2 5 - 9 5 8 6

第三者委員 監事 : 石渡 正明 0 4 3 8 - 2 5 - 4 1 5 1

②当施設以外に、次の行政機関等に対しても相談・苦情等を申し立てることができます。

木更津市役所 福祉部 介護保険課 0 4 3 8 - 2 3 - 7 1 6 2

千 葉 県 運 営 適 正 化 委 員 会 0 4 3 - 2 4 6 - 0 2 9 4

千 葉 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 6

10. その他

第三者評価実施及び結果の公表無し

1 1. 当社の概要

名称	社会福祉法人 かずさ萬燈会
代表者	理事長 渡邊 元貴
本部所在地	木更津市井尻 9 5 1

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)の経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービスセンターの経営

(ロ) 老人短期入所施設の経営

(ハ) 老人居宅介護等事業の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営(パン製造業を含む)

(ホ) 一般相談支援事業の経営

(ヘ) 特定相談支援事業の経営

(ト) 障害児相談支援事業の経営

(チ) 地域活動支援センターの経営

(リ) 保育所の経営

(ヌ) 放課後児童健全育成事業の経営

年 月 日

介護老人福祉施設短期入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 千葉県木更津市井尻 9 5 1
社会福祉法人 かずさ萬燈会
介護予防中郷記念館ショートステイ 個室型

管理者 山田 博樹

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設短期入所についての重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名

なお、以下連帯保証人は上記契約条項に則り、利用者及び代理人とともに本契約の債務履行に関して極度額1,622,000円の範囲内で連帯保証する。

(連帯保証人) 住 所

氏 名